

平泉町エネルギー価格高騰影響負担緩和支援金

エネルギー価格の高騰などによる費用増加に直面している町内中小企業者等を対象に、その影響を緩和することを目的に支援金を交付します。

■対象となる事業者

平泉町内に店舗又は事業所を有し、事業を行っている中小企業者等

■対象とならない事業者

- ・大企業及びみなし大企業。
- ・農林漁業収入を主とする事業者
- ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ・その他支給基準を満たさない事業者
- ・社会福祉事業者等

■支援金の算定及び限度額

令和6年12月～令和7年5月までの任意の月に、町内の事業所における事業で使用するために支払ったエネルギー費の合計額と前年同月のエネルギー費の合計額を比べて増加した額(千円未満切捨)。上限30万円。

※「エネルギー費」とは、事業に要する電気、ガス、ガソリン・灯油・軽油などの燃料に係る費用のこと。

※対象とする月及びエネルギー費は、申請者が選択することができますので、比較した際に減額となっているエネルギー費の項目は除外することができます。

※前年同月のエネルギー費の購入実績がない場合は、対象外です。

■受付期間 令和7年8月1日(金)から
9月30日(火)まで

※期間の途中であっても、予算が無くなり次第受付を終了することがあります。

■受付場所 平泉商工会

■申請のながれ

(1)役場観光商工課または平泉商工会で、必要書類(①申請書兼請求書、②エネルギー費増加状況表)の様式をお受取りください。(町または平泉商工会のホームページからも、ダウンロードできます。)

(2)必要書類に内容を記入し、以下の添付書類を添えて、平泉商工会へ提出してください。

法人	(法人税)確定申告書の写し(直近のもの)	個人 事業主 等	(所得税)確定申告書の写し 又は 市町村民税・県民税の申告書の控え (令和6年分)
	履歴事項全部証明書 (3か月以内のもの)		所得税青色申告決算書 又は 白色収支内訳書の写し(令和6年分)
			本人確認資料(免許証など)
共通	事業のために使用したエネルギー費の料金を支払ったことを証明できる書類(総勘定元帳、領収書、口座振替が分かる通帳写しなど)		
	振込先の通帳の写し(金融機関、支店、口座番号及び名義人カナ表示がある箇所の写し)		
	その他、認定機関が必要と認めた書類		

(3)平泉商工会からエネルギー費増加状況の認定を受け、全ての書類を提出しましたら、申請手続きは完了です。

■その他

交付対象事業者は、次の条件を満たすことが必要です。

- (1)申請日時点において事業を実施しており、受給後も事業継続の意思があること。
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。
- (3)平泉町暴力団防止条例に規定する暴力団等に該当しないこと。
- (4)政治団体又は宗教上の組織もしくは団体でないこと。
- (5)関係法令を遵守していること。
- (6)その他町長が適当でないと認める者でないこと。

詳しくは

平泉町観光商工課
平 泉 商 工 会

46-5572 または
46-3560 までお問合せください